



働き方改革で、企業・団体の課題解決・成長を実現!

とっとり働き方改革支援センター



鳥取県内の企業・団体の皆様と関係機関・専門家をつなぐ窓口となり、働きやすい職場づくり、生産性向上といった「働き方改革」を、ワンストップで支援します。

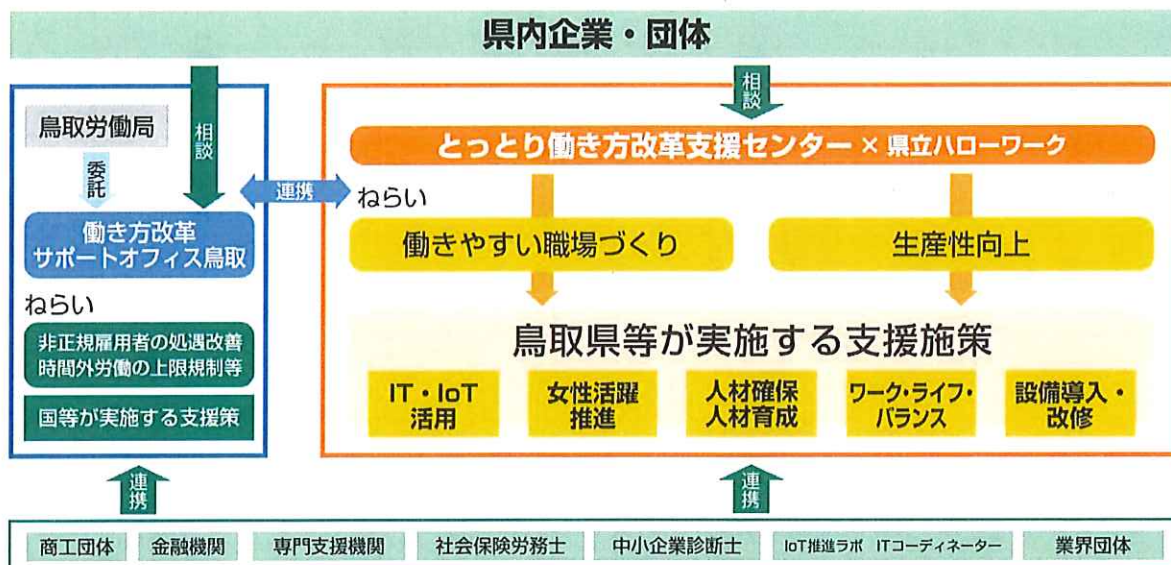
お気軽にご相談ください!

フリーダイヤル
とっとり働き方改革支援センター ☎ 0120-833-877

とっとり働き方改革支援センターの役割



とっとり働き方改革支援センターでは、人材の確保・定着・育成の課題、有給休暇・育児・介護休業の制度やサテライトオフィスの設置などの労働環境の課題、社内体制の整備や、IT・設備導入など生産性向上に関する課題に対して、企業・団体の皆様に制度のご紹介、専門家によるアドバイス・支援をワンストップで行うとともに、効果的な取り組みの普及啓発を行い、企業の働き方改革を促進・支援します。



センターが実施する事業



ワンストップ相談・専門家派遣

鳥取県商工労働部雇用人材局内にあるセンターと各県立ハローワークを相談受付窓口とし、企業から受け付けた相談内容を踏まえて専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）を選定し、派遣します（費用は無料です）。

働き方改革に資する研修等の実施

県内外の先進企業の事例紹介や、専門家を招いての具体的なノウハウの研修など、働き方改革に資する気づき・知識・ノウハウの習得機会を提供します。

社会保険労務士による普及啓発

労務制度の専門家である社会保険労務士が企業を訪問し、労働条件整備の確認や、働き方改革の取り組み事例や各種助成金・支援制度の紹介等を行います。

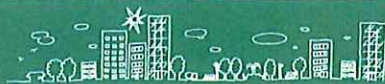
業種別モデルの検討・実施支援

福祉、建設、製造、観光、農林水産の分野ごとに、県庁はもとより各業界団体等と協力して業種別の働き方改革のモデルプランを検討し、支援事業等を活用して事例づくりを行います。

働き方改革促進体制整備の支援

育児・介護休業の取得を機に社内体制を見直し、働きやすい職場づくりや生産性向上等に取り組むとともに、新たに従業員を正規雇用する企業の研修、用品調達等を支援します。

専門家派遣の詳細



働き方改革支援

働きやすい職場を作るために、育児・介護休業制度の整備、職場の施設・設備の充実、組織や仕事の仕組みを見直したいと考えている事業所に、社会保険労務士、中小企業診断士、その他課題に応じて必要となる方を派遣し、アドバイスをを行います。

対象	県内に事業所を有する企業、法人、団体、個人事業主
利用可能回数	1事業所あたり1案件、3日間(複雑なものにおいては5日間)が目安 ただし「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業」認定企業は2案件利用可能。
費用	無料

就業規則整備支援

仕事と家庭の両立や、男女ともに働きやすい職場づくりを進めるために、就業規則を新たに整備、または見直しをされたいと考えている事業所に社会保険労務士を派遣し、規則の作成・改正から所轄労働基準監督署への届出までを支援します。

対象	「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定※、または既に認定を受けている事業所で、中小企業等に該当する事業所
利用可能回数	新規作成・全面改正：1事業所あたり1回(日数の定めなし、規則が完成するまで) 一部改正：1事業所あたり1回(5日間を上限とする)
費用	無料

※認定を検討していない方でも、「働き方改革支援」で就業規則についてのアドバイスが可能ですが、「就業規則整備支援」の方がより手厚い支援を受けられます。

センターによる支援の流れ



①まずはご相談ください

フリーダイヤル
0120-833-877

現在企業・団体が抱えている課題をお伺いします。来所、電話、メール、ファックスで受け付けています。

なお、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）においても、経営者の方、従業員の方、双方から労働に関する相談をお受けしています。

みなくる鳥取 0120-451-783	みなくる倉吉 0120-662-390	みなくる米子 0120-662-396	開所時間 9時～17時30分まで 上記時間帯以外でも事前予約により御相談いただけます。
------------------------	------------------------	------------------------	--

※その他にも社内研修に関する講師派遣事業、各種労働セミナーも実施しています。

②支援策を検討します

県庁内外の機関と連携し、活用できる支援を検討します。

③支援を行います

センターまたは担当部署が支援を実施します。支援の成果は積極的に情報発信・横展開し、県内企業・団体の働き方改革を推進します。

働き方改革に活用できる制度

今働いている社員に、これからも安心して働き続けてもらうために。仕事を探している方に、興味をもってもらうために。経営を強化するために。従業員の負担を減らすために。様々な支援制度があります。

名称	事業の概要	お問い合わせ先
女性活躍職場づくり助成金事業 (環境整備支援助成金)	研修開催経費など女性活躍のための取り組みに要する経費のほか、女性用トイレの設置やテレワークの導入など女性の就労や育児と仕事の両立等を支援するための環境整備に要する経費を支援 対象 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業の登録企業	鳥取県庁 女性活躍推進課 電話:0857-26-7792 ※申込先は鳥取県経営者協会
企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金	常時雇用する男性労働者(不妊治療休暇においては女性労働者も対象)に、所定の日数以上の育児・介護休暇等を取得させた中小企業に奨励金を支給 対象 常時雇用する労働者数100人以下の県内事業主	鳥取県庁 子育て応援課 電話:0857-26-7573
人材活用力強化事業 (専門家派遣)	観光・食・健康分野の事業所が人材戦略・労務環境改善などの課題解決を行うモデル的な取り組みに対し、専門家を派遣し支援 対象 観光分野(宿泊業、飲食店等)、食分野(食料品製造業、飲食品小売業等)、健康分野(業務用機械製造業、情報サービス業(健康分野に関連するものに限る)医療業、社会保険・社会福祉・介護事業等)の県内事業所	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト事務局 電話:0857-26-8477
鳥取県版経営革新総合支援補助金 (働き方改革型)	県内中小企業が実施するモデルとなる働き方改革の取り組みに要する経費を支援 対象 県内中小企業者	鳥取県庁 企業支援課 電話:0857-26-7242
働き方改革応援資金	労働環境改善などの働き方改革に取り組む中小企業者等に必要な資金を融資 対象 農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)以外の業種の県内中小企業・組合等	鳥取県庁 企業支援課 電話:0857-26-7453 ※申込先は金融機関又は商工団体等

この他にも様々な制度があります、とっとり働き方改革支援センターに御相談ください。

各種支援制度を活用して取り組まれた働き方改革の事例

介護事業所

就業規則の見直し

一度に多数の従業員が退職したことを受け、社会保険労務士のアドバイスを受けながら、従業員が働き続けることのできる職場づくりについて検討。就業規則の内容を再確認し、改正した。



働き方改革支援による
専門家派遣

医療法人

人事評価制度の充実

職員のスキルアップや、評価や給与に対する不満の声を元に、専門家の支援を受けながら評価制度を見直し。本人と評価者が記入するスキルマップ等を作成した。



人材活用力強化事業による
専門家派遣

土木建設コンサルタント業

業務支援システムの導入

現場での点検結果を現地で入力し、データの集約と調書の作成が可能なシステムを導入。作業時間を大幅に削減。残業時間をゼロにするなど、従業員の大幅な負担軽減、生産性向上を実現した。



鳥取県版
経営革新総合支援補助金

皆さんもチャレンジしてみませんか?



鳥取県商工労働部 雇用人材局とっとり 働き方改革支援センター

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220(県庁本庁舎7階)

フリーダイヤル

0120-833-877

電話:0857-26-7662 ファクシミリ:0857-26-8169

メールアドレス:hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp



ホームページ

労働相談については「鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)」へ【連絡先はパンフレット中ページ参照】